

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称:

セネガル国 UHC 支援のための円借款活用に係る
情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))

(業務実施契約)

- 第1 入札内容
 - 第2 仕様書
 - 第3 技術提案書作成要領
 - 第4 経費積算に係る留意点
 - 第5 業務完了時の数量確認等について
 - 第6 契約書(案)
- 別添様式集

2014年7月30日

独立行政法人国際協力機構

調達部

第1 入札内容

本件は、コンサルタント等契約の業務実施契約における一般競争入札(総合評価落札方式)の試行案件です。本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

なお、本業務にかかる書類の提出にあたっては「各種書類受領書」(別添様式集参照)を併せて提出して下さい。

1. 公示

公示日 2014年7月30日

2. 契約担当役

理事 小寺 清

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称:

セネガル国 UHC 支援のための円借款活用に係る情報収集・確認調査
(一般競争入札(総合評価落札方式))

(2) 業務内容:「第2 仕様書」のとおり

(3) 契約期間(予定): 2014年9月から2015年1月

4. 窓口

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部 計画・制度課

【担当者氏名】西馬 智子

【メールアドレス】prtpd@jica.go.jp (計画・制度課)

【電話番号】03-5226-6607 (計画・制度課)

※なお、書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、以下の要件を全て満たす者に限ります。

(1) 平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、または当機構における資格審査を経て当機構の公告・公示案件への競争参加資格を有する者。

全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

(2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこととします。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・ 技術提案書の提出締切日が資格停止期間中の場合、技術提案書を無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、技術提案書の提出締切日が資格停止期間終

了後の案件については、技術提案書を受付けます。

- ・ 資格停止期間前に落札している場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
 - ・ 資格停止期間前に技術提案書の審査に合格した場合でも、入札時点において資格停止期間となる案件の技術提案書は無効とします。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、技術提案書提出の資格がありません。

入札説明書及び関連資料の配布・貸与は、その配布・貸与時に、上記資格要件を確認のうえ配布・貸与します。機構から既に「整理番号」を通知されている方については、同番号を確認させていただきます。

6. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。

ア. 提出期限：2014年8月6日（水）正午まで

イ. 提出先：上記4. 窓口

ウ. 提出方法：電子メール、郵送又は持参

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2014年8月8日（金）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/index.html>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「JICA本部における公告・公示情報」中の「業務実施契約」

→「コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約）」（検索システム）

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

7. 技術提案書・入札書の提出等

- (1) 日時

2014年8月15日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）

- (2) 提出場所

上記4. 参照

- (3) 提出書類

ア. 技術提案書（提出部数：正1部、写4部）（「第3 技術提案書作成要領」及び「別添様式第2 技術提案書作成要領に関する様式」参照）

イ. 入札書（厳封）（提出部数：正1通）（「別添様式第1 入札に関する様式」参照）

- ・ 日付は入札執行日として下さい。

- ・ 代表者の記名、捺印をお願いします。
 - ・ 封筒に入れ、表に件名、社名記入、厳封のうえ提出して下さい。
 - ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒（82 円分の切手貼付）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は上記（1）の提出期間内に到着するものに限ります。）
- (5) 技術提案書の無効
次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。
- ア. 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
 - イ. 提出された技術提案書に記名、押印がないとき
 - ウ. 同一提案者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
 - エ. 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - オ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。）
 - カ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

- (1) 技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2014年8月22日（金）付までの文書をもって通知します。同8月25日（月）午前までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にお問い合わせ下さい。
- (2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時：2014年8月27日（水） 14時00分から
- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 220会議室
- (3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。
- ア. 技術提案書審査結果通知書（写）1通
 - イ. 委任状 1通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - ウ. 入札書 2通
（最大入札回数3回、「別添様式集 第1 入札に関する書式」参照。
なお、初回分の入札書は技術提案書と共に提出。）
- ※ なお、入札会に引き続き、落札者と当機構調達部及び案件主管部（人間開発部）にて、契約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知おき願います。

10. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。2回目以降の入札は、入札会当日持参した入札書によります。
- (3) 第1回目の入札では、原則代理人を定めず、名称又は商号並びに代表者の氏名を記載し、押印することにより入札書を作成して下さい。なお、第2回目以降の

入札は、必要に応じ、代理人を定めて下さい。代理人を定める場合は、入札書に代理人の氏名を記載し、押印することで、有効な入札書とみなします。その際、入札者の押印は省略することができます。

- (4) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等（総価の8%）を除いた金額）をもって行います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（消費税等）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とします。
- (6) 第2回目以降の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
 - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏名及びその者の印
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (8) 入札保証金は免除します。
- (9) 入札（書）の無効
 - 1) 上記5.に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。
 - 2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
 - 3) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
 - ア. 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。
 - イ. 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
 - ウ. 誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。
 - エ. 条件が付されているとき。
 - オ. 他者の競争参加を妨害したとき。
 - カ. 入札執行者等の職務執行を妨げたとき。
 - キ. その他、談合等不正行為をなしたとき。

11. 落札者の決定方法

(1) 評価項目

加算方式による総合評価落札方式とします。評価対象とする項目は、「第3 技術提案書作成要領」別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は100点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点20点とします。なお、技術提案書の評点は100点満点で評価した上、次の(3)に示される計算方法により、技術点（80点満点）を算出します。

(3) 評価方法

ア. 技術評価

- ①技術提案書の技術審査の結果、その評点が基準点を下回る場合には不合格とします。本業務の基準点は70点とします。
- ②入札者の技術点は以下の評価方式により計算します。

$$(\text{技術点}) = \text{評価点の配分}(80\text{点}) \times (\text{当該入札者の技術提案書の評点}) / (\text{全入札者の技術提案書の評点のうち最高点})$$
- ③ただし、上記「全入札者」とは入札価格が予定価格を超えない入札参加者とします。入札価格が予定価格を超える者は全入札者には含めません。

イ. 価格評価

価格点については以下の評価方式により算出します。

$$(\text{価格点}) = \text{価格点の配分}(20\text{点}) \times (\text{全入札者の入札価格のうち最安値}) / (\text{当該入札者の入札価格})$$

ただし、「全入札者の入札価格のうち最安値」及び「当該入札者の入札価格」が予定価格の6割を下回っている場合には、「予定価格の6割」を「全入札者の入札価格のうち最安値」及び「当該入札者の入札価格」に置き換えて、価格点を算出するものとします。

(4) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

- ア. 競争参加資格要件を満たし、技術提案書を提出した入札者であること
- イ. 技術提案書の評点が入札説明書において明示する基準点を下回らない者であること
- ウ. 当該入札者の入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- エ. 当該入札者の総合評価点が最も高い者であること

(5) 低入札価格調査

予定価格の6割を下回って入札価格を提示した入札者については、当該入札価格にて業務が適切に実施することが可能であるかについて、機構が調査を行うこととします。当該入札者は、機構の調査に協力するものとします。なお、調査の結果に応じ、当該入札者を落札者としないことがあります。

12. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札案件名の確認

各出席者は技術審査結果通知書（写）を提出し、入札事務担当者が業務名称等を確認します。

イ. 入札会出席者氏名の確認

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

ウ. 委任状の受理（代表権を有する者が出席の場合は不要）

各出席者は、別添様式集「第1 入札に関する様式」に示す書式による委任状を提出します。

エ. 入札会出席者氏名、委任状の内容確認

入札事務担当者が、上記ア、イ、ウの書類の記載内容を確認します。

オ. 技術評価素点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術評価（素点）を発表します。

カ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、既に提出されている入札書の封印を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

キ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

ク. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

ケ. 落札者の発表等

上記キ. における照合の結果、技術点、価格点及び総合評価点を算出しなくとも落札者または不調が決定できる場合は、入札者が「落札」または「不調」を発表します。

それ以外の場合は、予定価格を超えない全入札者の技術提案書の評点のうち、の最高点を踏まえて入札者の技術点を算出し、入札執行者が、技術点を高い点数から順番に読み上げます。

次に、予定価格を超えない入札金額に対する価格点及び総合評価点を算出し、入札執行者が、点の高い順番から読み上げ、「落札」を発表します。

コ. 再入札

不調の場合には直ちに再入札を行います。再入札を 2 回（つまり合計 3 回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 価格点及び総合評価点の算出方法

価格点及び総合評価点は、小数点以下第 2 位の四捨五入により、小数点以下第 1 位まで算出します。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(4) 不落随契

3 回の入札でも落札者が決まらない場合、総合評価点の高いものから順に随意契約交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

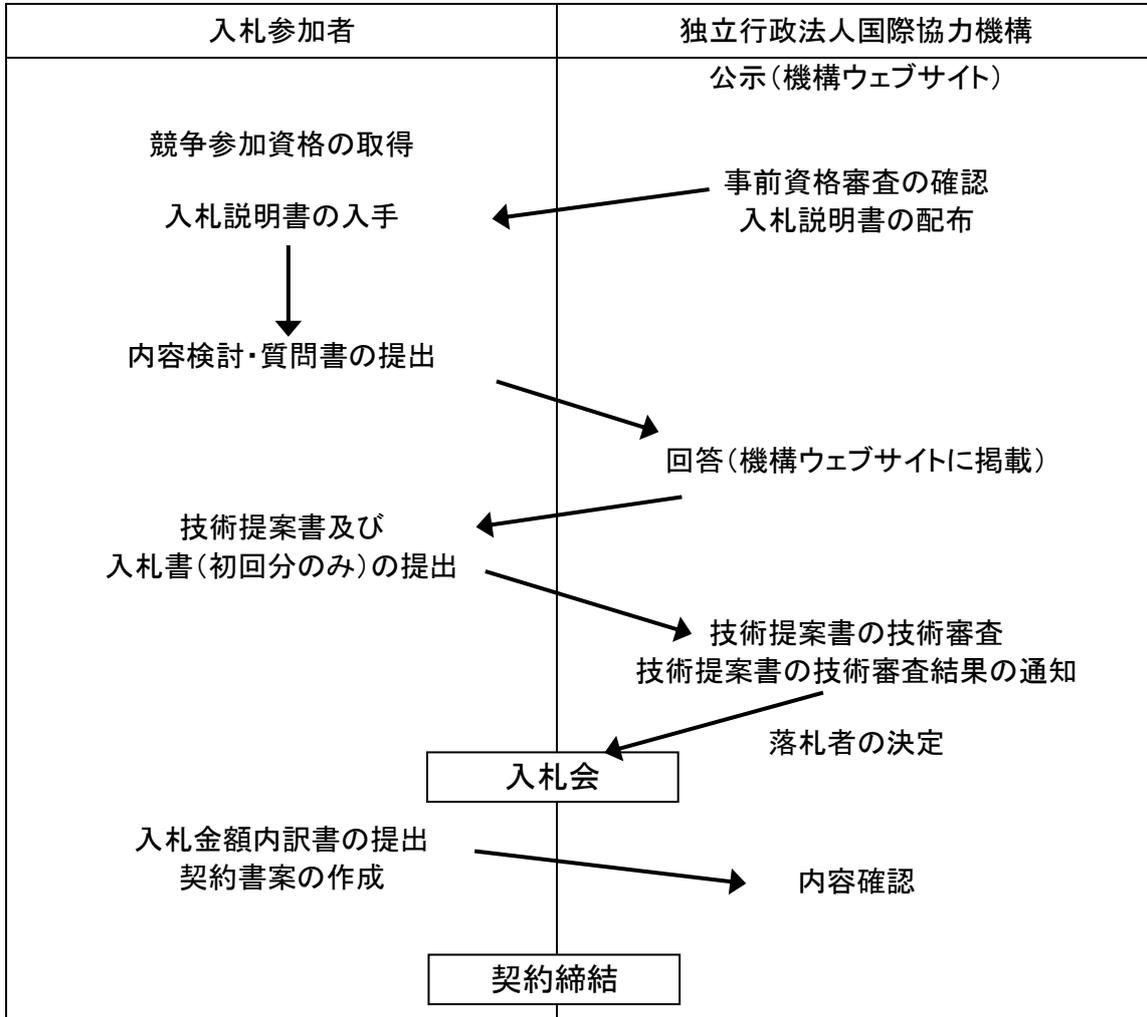
13. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、別添様式集「第 1 入札に関する様式 4. 入札金額内訳書」に示す内訳の提出をいただきます。

(2) 「第 6 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー (入札公示以降)



14. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する全ての契約。ただし、次に掲げるものを除きます。
ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

- イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約
- ① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
 - ② 財産の買入れの場合、160 万円
 - ③ 物件の借入れの場合、80 万円
 - ④ 上記以外の場合、100 万円
- ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
次のいずれにも該当する契約相手方
- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等^(※)として再就職していること
- ※ 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）
- (3) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 公表の時期
契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4月締結の契約については93 日以内）に掲載することが義務付けられています。
- (5) 情報提供の方法
契約締結時に所定の様式を提出していただきますのでご協力をお願いします。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写

又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

- (5) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (6) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (7) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (8) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- (9) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

以上

第2 仕様書

仕様書は共通仕様書と特記仕様書から構成されます。

I. 共通仕様書

共通仕様書は、機構ウェブサイト「調達情報 > 調達ガイドライン・様式 > 様式業務実施契約 2014年4月以降契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書I（共通仕様書）」に示す通りとします。

II. 特記仕様書

1. 調査の背景

セネガル共和国（以下、セネガル）は、一人あたり国民総所得（GNI）1,030米ドル（世銀 2012年）の低所得国であり、国連開発計画（UNDP）による人間開発指標による順位では187ヶ国中154位（2013年）に位置づけられる低位人間開発国である。同国は、経済社会政策文書（DPES）2011-2015、国家保健開発計画（PNDS）2009-2018及びセネガル新興戦略（PSE: Plan Sénégal Emergent）2014-2018において、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成を目標の一つに掲げており、これに向けた取組を積極的に進めているが、5歳未満児死亡率（MDG4）や妊産婦死亡率（MDG5）は、サブサハラアフリカ平均を下回ってはいるものの依然として目標達成には程遠い。

こうした中、日本は2007年から保健社会活動省（以下、保健省）とともにタンバクンダ州とケドゥグ州の母子保健の改善を目的とした「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システム強化プログラム」（2007年～2011年）を実施した。現在は以下のプロジェクトを主要コンポーネントとする「保健システム強化プログラム」（2012年～2016年）を実施している。

① 母子保健サービス改善プロジェクト（PRESSMN）フェーズ2

（技術協力プロジェクト：2012年11月～2017年11月）

先行するプロジェクト（タンバクンダ州とケドゥグ州で実施）の成果を全国展開し、国レベルの母子保健のさらなる改善に貢献

② タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト（PARSS）（技術協力プロジェクト：2011年3月～2014年2月）

保健医療施設及び保健行政におけるスタッフのケア技術とマネジメントにかかる能力強化。現在、プロジェクトにより2州に導入された5Sアプローチやリソース管理ツール等を他ドナーが他州に展開ないし展開計画中。

③ 国立保健医療・社会開発学校 母子保健実習センター建設計画

（無償資金協力：2014年～2016年）

2014年度にはさらにPARSSの成果を全国に普及することを目的とした新規技

術協力案件の詳細計画策定も行う予定であるが、2013年5月に日本政府が発表した国際保健外交戦略において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage（以下、UHC¹））の推進や保健医療分野における円借款の活用が謳われていることとの関係で、JICAには、これを踏まえたセネガル保健分野に対する新しい協力プログラムの方向性やその中での円借款の活用アプローチについて、セネガル政府のUHCに関する取組の状況等を踏まえて、検討することが求められている。

セネガル政府のUHCに関する取組として特記すべきものとしては、以下の2点が挙げられる。

- ① 国家保健開発計画（PNDS）の実施にかかる中期計画をより成果重視マネジメント（GAR：Gestion axée sur les résultats）に即した形で策定・管理していくための方針を打ち出している。
- ② 2013年9月に「国家皆保険戦略 Stratégie nationale de la Couverture Maladie Universelle」（以下、国家CMU戦略）を発表し、現在のフォーマルセクター（公務員・民間企業）を中心とした医療保険のカバレッジ（全国民の18%）を抜本的に拡充し、2017年までに皆保険を実現することを宣言している。

①に関しては、保健省の事業予算のガバナンス（予算配賦の予見性、予算の効果的な活用にかかるアカウントビリティ等）の改善を目的として、これまでの中期セクター支出枠組み（CDSMT）に代わる、多年度支出計画文書（DPPD）の導入が目指されているほか、世銀・米国国際開発庁（USAID）の支援の下、GARの実効化を促進するツールとして「成果に基づく拠出 results-based financing」（以下、RBF）がセネガルの国家プログラムとして導入され始めており、既に一定の実績をあげているとされる。

また、②の国家CMU戦略の中核を成す方針は「医療保険の分権化 Décentralisation de l'assurance maladie」（以下、DECAM）であり、これによってコミュン単位の共済組合（Mutuelle）の拡充を推進することが目指される。

これら取組は、保健医療施設におけるより実効的なサービスの提供体制の強化（effective coverage）と、貧困層を含む住民が保健サービスを家計破たんのリスクを冒すことなく利用できるような経済的アクセスの向上（financial protection）とに焦点を当てたものであり、これまでJICAが進めてきた保健医療従事者の技術やマネジメント能力の強化や機材整備等による成果を補完・拡充するために必要な取組であるといえる。

JICAは2013年12月以降、セネガルにおけるUHCの推進に資する新しいプログラムの方向性やその中での円借款活用のアプローチのあり方を検討する上で、セネガル政府のかかる取組に着目し、本邦及び現地（主に中央の関連省庁及び首都ダカールの開発パートナー）での情報収集を進めてきたが、特に州レベル以下における関連情報等が不足しているため、本調査による情報収集・分析が必要な状況となっている。

¹ WHOの定義では、「すべての人が、健康増進・予防・治療・リハビリに関する保健サービスを、必要な時に負担可能な費用で受けられること」をいう。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、経済的アクセスの向上及び保健医療施設における実効的なサービスの提供体制の強化という側面から、セネガルにおけるUHCの推進に資する新たなプログラムの方向性及びその中での円借款の活用アプローチを検討するための基礎情報収集・確認調査として実施するものである。

具体的に円借款の活用される分野としては、以下の5点が想定されるが、本調査は、特に現時点で他の開発パートナーによるRBFの導入が計画されていない4つの州における以下の①～⑤に関連する情報を中心に収集・分析し、中央政府及び州政府が講ずべき政策・制度上の措置や、新たな協力プログラムの方向性及びその中での円借款活用のアプローチを提案することを目的とする。

- ① 過去・現在・将来の技術協力の中で保健行政機関及び保健施設の人材に対して行われる技術・マネジメントの能力強化の面的拡大・定着支援（例：技術協力の対象としていない保健区における研修の実施）
- ② 多年度支出計画文書の導入・実行支援
- ③ RBFの導入・実行支援
- ④ 医療施設整備支援
- ⑤ 国家CMU戦略の実行支援

(2) 対象地域

1) ファティック州、ジュールベル州、ティエス州、カオラック州

これら4州については、2014年7月現在、他の開発パートナーによるRBFの導入の予定がなく、円借款活用の可能性が最も高いことから、本調査の対象とする。

2) カフリン州

カフリン州については、2012年よりUSAIDによるRBFパイロット事業の対象地域となっていることから、同事業の実施状況等を確認し、上記4州における調査内容に反映するために、調査を行う。

3) ダカール市

ダカール市では、中央政府（保健省、経済財務省、地方公共団体省等）及び開発パートナーへの情報収集を行う。

(3) 相手国実施機関

本調査はセネガル政府からの要請に基づくものではないため、カウンターパート機関はない。中央政府、対象州の州保健行政機関、保健医療施設等を主な対象として情報収集を行うこととする。

3. 調査実施上の留意点

(1) これまでのJICAの協力における成果の活用

本調査の結果を踏まえて策定される新たな協力プログラムの方向性やその中での円借款活用のアプローチは、これまでのJICAの協力における成果に立脚しつつ、UHCの推進の観点から、これを補完・拡充すべきものである。調査に際しては、過去及び現在のプログラムの成果の達成状況を確認した上で、これを十分に

踏まえる必要がある。

(2) 他の開発パートナーとの連携・役割分担

セネガル政府はIHP+ (International Health Partnership and related initiatives) に加盟しており、今後保健分野において援助協調が更に活発化していくことが予想される。また、RBFにかかる協力を実施している機関として世銀・USAID、これを検討している機関としてルクセンブルグ開発協力庁 (LuxDev) があることに加え、国家CMU戦略について世銀及びフランス開発庁 (AfD)、多年度支出計画文書 (DPPD) についてベルギー技術公社 (CTB)、LuxDev、USAIDがそれぞれ関連の協力を進めている。

円借款活用のアプローチ等の提案に際しては、他の開発パートナーの動向を踏まえ、これと重複せず、効果的な連携や役割分担が期待し得るものを検討することが求められる。

(3) これまでのJICAによる協力の人脈活用

セネガルにおけるRBFの実施プロセスにおいては、全体調整を担う国家RBFプログラムに加え、JICAによる「AAKCPきれいな病院プログラム」(2008-2012) を通じて病院における5S-KAIZENを通じたサービスの質向上に取り組んだ国家質プログラム及び病院施設局幹部もリソースパーソンとして主導的立場にあり、本調査においては、これらの人脈を活かしたヒアリングを十分に行うことが望ましい。

(4) 関連政策の状況

セネガル政府の国家CMU戦略、多年度支出計画文書、及びRBFの概要は次のとおりであり、調査に際してはこれを十分に踏まえることが求められる (詳細は別途配布資料により確認すること (「第3 技術提案書作成要領」2. (8) 参照))。

1) 多年度支出計画文書 (DPPD)

2017年より、国家保健開発計画 (PNDS) の実施にかかる中期計画が、これまでの中期セクター支出枠組み (CDSMT) から、多年度支出計画文書 (DPPD) へと、完全移行することが予定されており、これは現行支出枠組み (CDSMT) においても目指されてきた「成果に基づくマネジメント」(GAR: gestion axée sur les résultats) をより一層強化するための改革である。

保健省本省及び州レベルで策定される年間事業計画 (PTA) の在り方も、保健省やドナーが拠出を表明した予算額の範囲内で活動を列挙するこれまでの方法から、多年度支出計画文書 (DPPD) 及び現場の状況分析に基づいて目標指標を掲げ、それを達成するために必要な予算を申請する方法へと転換しようとしており、予算配分において大きな改革が開始されている。

また、保健省内の予算の管理権限も、これまでの部局毎から、5つのプログラムそれぞれの成果達成状況に基づきプログラム長が管理する体制へ変わろうとしている。

2) Results-based Financing (RBF)

セネガル政府は、2012年より、USAIDの協力により、2つの保健区 (コルダ州コルダ及びカフリン州カフリン) において、RBFにかかるパイロット事業を実施しているが、2014年より、世銀とUSAIDはこれを6つの州 (タンバクンダ州、ケドゥグ州、セディウ州、ジュルベル州、カフリン州、ジガンシ

ヨール州)の全保健区に拡充するための支援を開始(Health and Nutrition Financing Project。英国政府・ノルウェー政府の信託基金であるHealth Results Innovation Trust Fund(HRITF)を活用)している。

RBFの下では、州医務局、保健区、保健センター、保健ポストなどが、あらかじめ合意された指標の達成の度合いにより、保健省より追加的資金供与を受け、各機関・施設は一定の裁量の下でこれを人件費や医薬品・機材購入等に充当する。

保健省は、RBFを成果に基づくマネジメントの下でサービスの供給体制を改善するための方策として重要視し、今後、全国展開を行っていく方針を有しており、2014年3月の時点では、LuxDevが北部3州(サンルイ州、マタム州、ルーガ州)におけるRBFの導入支援を検討している。

3) 国家 CMU 戦略

セネガル政府は2013年9月に国家CMU戦略を発表した。2017年までに、現在のフォーマルセクター(公務員・民間企業)を中心とした医療保険の人的カバレッジ(全国民の18%)を抜本的に拡充し、皆保険を実現することを目指して現在集中的に準備を進めている。CMU戦略の骨子は次のとおり。

- ① コミューン単位の共済組合(Mutuelle)の拡充
- ② フォーマルセクターの企業向け強制保険(IPM)の改革
- ③ 既存のサービス無償化制度の強化(60歳以上高齢者、分娩・帝王切開等)
- ④ 5歳未満児向けサービス無償化制度の導入

戦略の中核となる①については、全国の各コミューンに最低一つの共済組合(Mutuelle)を設置し、県単位でこれを束ねる組合を設置する方針(DECAM: Décentralisation de l'Assurance Maladie 医療保険の分権化)となっており、USAIDが技術的支援を提供するパイロット・プロジェクト(DECAM Project)が基盤となっている。

2014年より、世界銀行は上述のプロジェクト(Health and Nutrition Financing Project)の下、責任機関の人員の能力開発、貧困層向けの基金の設計、共済組合(Mutuelle)の拡充等に関する支援を開始している。

(5) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則受注者が行うことを前提とするが、JICAセネガル事務所は、保健省その他の関係諸機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付を行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

受注者は、このために必要な情報やレター案を、JICA人間開発部及びセネガル事務所に提供すること。

(6) 調査内容等の確認プロセス

本調査は、JICA人間開発部及びセネガル事務所(及び必要に応じJICAがセネガルに派遣中の保健医療分野の専門家等)と意見交換を十分に行いつつ進めるものとする。具体的には、現地調査期間中、2週間程度、JICA人間開発部から調査に同行するほか、特に以下の段階において、JICA関係者が出席する会議を開催し、

内容を確認することとする。

- 1) インセプション・レポート作成時（JICA 人間開発部）
- 2) 現地調査開始時（JICA セネガル事務所）
- 3) 現地調査中間報告（JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所）
- 4) 現地調査終了時（JICA セネガル事務所）
- 5) ファイナル・レポート作成時（JICA 人間開発部）

（7）現地調査実施時期

当機構では、2014年11月中に現地調査の結果を確認し、これを今後の事業計画策定に活用する必要があることから、現地調査を2014年9月下旬から開始することとする。

4. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

本邦で入手可能な情報収集（PRESSMN1及び2に関する関連資料等を含む。）を踏まえ、現地調査の工程、調査手法、質問項目等を含むインセプション・レポートを作成する。

（2）セネガルにおける保健セクター概況の確認

セネガルの保健セクターに関する以下の情報を収集し、概要を把握する。

1) 国家戦略

セネガルの主要な国家戦略（国家保健開発計画、国家CMU戦略、多年度支出計画文書、セネガル新興戦略（PSE: Plan Sénégal Emergent）等

2) 国全体及び調査対象州における保健セクター（特に母子保健）の一般情報 主に次の指標を含むものとする。

- 妊産婦死亡率・5歳未満児死亡率（全体及び原因別）
- 産前健診の利用度
- 施設分娩率等の母子保健関連指標
- 医師・看護師・助産師等の保健医療従事者の配置状況（人口千人当たりの人数等）
- 総保健支出及び財源別内訳
- 医療保障カバー率
- 保健医療支出により貧困に陥る人の率
- 機関・レベル・形態（民間／公立）毎の病床数、一日平均外来患者数・入院患者数、病床利用率等

3) 開発パートナー

セネガルIHP+に参加している開発パートナー、なかでも特に国家CMU戦略、多年度支出計画文書、RBFを支援しているパートナー（世銀、USAID、AFD、CTB、LuxDev）の協力戦略（保健分野における財政支援の予定の有無を含む。）

（3）カフリン州における現況調査

RBFパイロット事業の対象地域であるカフリン州における以下の状況等に関

し、情報収集・分析を行い、好事例及び課題・教訓を抽出する。調査結果については、以下（４）の4州における現況調査の内容にも反映すること。

1) 保健セクターの概況及び特徴・課題

カフリン州の保健セクターの概況及び特徴・課題について、コミュニティボランティア（ルレ、バジェノゴ等のコミュニティ要員）による住民へのコミュニケーションの機会を捉えたヒアリングや、民間（宗教系含む）の医療施設への視察等を実施し、追加的情報収集を行う。

2) 保健財政

カフリン州における州医務局長及び当該州の全保健区保健センター長へのインタビュー等により、当該州及び保健区の保健財政の状況（年間活動計画（PTA：Plan de travail annuel）策定、予算の配賦・執行、診療報酬体系・水準、収入源、用途を含む。）を分析する。

3) RBFパイロット事業及び国家CMU戦略の実施状況

カフリン州におけるRBF及び共済組合（Mutuelle）の導入を支援している開発パートナー（AbtAssociates）へのインタビュー等を行い、進捗状況及び実施上の課題、留意点を確認する。

また、RBF導入が州保健行政及び州病院・保健センター・保健ポスト（カフリン州病院含む）の運営に対して与える諸影響（以下の項目を参照）を対象機関・施設へのヒアリング等により確認する。

- 住民による保健医療施設の利用頻度
- 保健情報の記録状況
- RBF実施自体にかかるコスト・労力
- 得られた報酬の活用状況
- 医療従事者の勤労態度 等

(4) ファティック州、ジュルベル州、ティエス州、カオラック州における現況調査
ファティック州、ジュルベル州、ティエス州、カオラック州それぞれへの現地踏査を行い、以下にかかる情報収集・分析を行う。

1) 保健セクターの概況及び特徴・課題

対象4州の保健セクターの概況及び特徴・課題について、コミュニティボランティア（ルレ、バジェノゴ等のコミュニティ要員）による住民へのコミュニケーションの機会を捉えたヒアリングや、民間（宗教系含む）の医療施設への視察等を実施し、追加的情報収集を行う。

2) 保健財政

対象4州における州医務局長及び当該州の全保健区保健センター長へのインタビュー等により、当該州及び保健区の保健財政の状況（PTA策定、予算の配賦・執行、収入源、用途を含む。）を分析するとともに、資金ギャップを確認する。

さらに、当該州における分権化交付金（FDD：Fonds de dotation de décentralisation）の配賦・執行状況・保健セクターにおける用途にかかる情報収集を州財務サービス局（service régional de trésor）へのインタビュー等を通じて行い、保健セクター財政における分権化交付金の役割を確認する。

3) JICAの協力成果の面的拡大・定着

PRESSMN2プロジェクトにて展開中の母子ケアモデルの実施状況（特に

ファティック州)、PARSSプロジェクトにより開発し他ドナーの支援により一部導入ないし導入計画中の5Sアプローチ及びリソース管理ツールの活用状況やPTA策定・運用ガイドラインに基づくPTAの策定・実施・モニタリング状況、病院における5S-KAIZENに基づくサービスの質的管理の現状について調査し、これらの協力成果を面的に拡大・定着させる上での技術的・制度的・財政的な諸条件を抽出する。

4) 多年度支出計画文書 (DPPD) 導入にかかる課題・支援ニーズ

対象4州医務局長及び当該州の全保健区保健センター長へのインタビュー等を通じ、成果に基づく管理 (GAR) を基盤とするDPPDの本格導入に向けた課題や支援ニーズを確認する。

5) RBF 導入にかかる課題・支援ニーズ

対象4州保健局及び全保健区保健センター、一部の保健ポストへのインタビュー及び施設の視察を通じて、RBF導入支援のニーズ、導入する場合に想定される課題 (現行のRBF指標に含まれる項目にかかる記録状況等) や講ずべき対策を確認する。対策の検討に際しては、現行のRBF指標を補完しつつ日本の技術協力成果の面的定着に寄与する新たな指標や、貧困層へのサービス提供を促進するようなモダリティ (貧困層への条件付き現金給付 (CCT) を含む) 等の可能性についても分析を行う。

6) 医療施設整備にかかる課題・支援ニーズ

対象4州の全州病院及び全保健区保健センターへの視察及び機材メンテナンス管理関係者へのインタビュー等を通じて、施設の状況や標準機材リストと現状のギャップを把握するとともに、当該保健医療施設におけるRBF指標達成率を向上させるために有用な機材のニーズを明らかにする。併せて、機材の適切な運用の前提となる維持管理体制やインフラ整備状況も確認する。

7) 国家 CMU 戦略実行の課題・支援ニーズ

対象4州において、DECAMプログラムの推進にかかわる地方レベルのセネガル側関係者 (州都の位置する県の県庁、州共済組合 (Mutuelle) 連合長、市役所、共済組合 (Mutuelle) 委員会) 並びに開発パートナー (AbtAssociates, World Vision等) へのインタビュー及び共済組合 (Mutuelle) 管理委員会の事務局等の視察等を通じて、同プログラムの進捗状況、Mutuelleの機能状況 (貧困層の特定、民間医療施設と公的医療施設との共済組合 (Mutuelle) 運用にかかる比較等を含む。)、課題及び追加的支援ニーズを確認する。

8) マルチセクターアプローチ及び青年海外協力隊との連携可能性

対象4州で実施中の以下の他セクターのJICA協力案件や青年海外協力隊 (主に保健・医療分野) の活動状況につき、文献調査により特に連携の可能性が見込まれる案件を特定し、対象を絞ったうえで現地調査を行い、情報を収集し、連携の可能性を検討する。

- 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2
- 天水稲作持続的生産支援プロジェクト
- 劣化土壌地域における土地劣化抑制・有効利用促進のための能力向上プロジェクト
- 環境と経済が調和した村落開発推進計画 (エコビレッジ推進計画)
- ファティック州教員研修センター整備計画

青年海外協力隊：対象4州内各地に約50名（うち保健・医療分野 約10名）派遣中

9) 地方分権化にかかる改革の進捗

保健省及び対象4州の地方公共団体へのヒアリング等を通じ、地方分権化にかかる改革「Acte III」による地方公共団体の改廃（2014年6月の地方選挙後から施行予定）の実施状況及び、財政面を含め保健セクターへの影響について確認する。

(5) 中央政府及び州政府が講ずるべき政策・制度上の措置

上記(2)～(4)の調査結果に基づき、UHCを推進する上で、中央政府及び州政府が講ずるべき政策・制度上の措置について、気づいた点を整理する。

(6) セネガルへの新たな協力プログラムの方向性

上記(2)～(5)の調査結果に基づき、セネガルへの新たな協力プログラムの方向性について、想定されるシナリオやその中の円借款活用のアプローチのオプションを含め、気づいた点を整理する。

(7) 報告書の作成

上記の調査・分析結果をファイナル・レポートに取りまとめる。

5. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、(2)を成果品とし、提出期限を2014年12月17日とする。なお、これらの仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、電子データも併せて提出のこと。

(1) インセプション・レポート（簡易製本）

- 1) 記載事項： 現地調査の目的、工程（要員計画、訪問先等を含む）、調査手法、質問項目
- 2) 提出時期： 現地調査開始前（2014年9月中～下旬を想定）
- 3) 部数： 英文5部、仏文（要約のみ）5部、CD-R 5枚

(2) ファイナル・レポート（簡易製本）

- 1) 記載事項： 別紙「ファイナル・レポート 目次構成案」を参照。
- 2) 提出時期： 2014年12月17日まで
- 3) 部数： 和文5部、英文（要約のみ）5部、仏文（要約のみ）5部、CD 3枚

ファイナル・レポート 目次構成案

1. 業務概要

- (1) 背景
- (2) 目的
- (3) 業務実施スケジュール
- (4) 現地派遣期間における主な活動

2. 調査結果

- (1) セネガルにおける保健セクター概況（文献調査中心）
 - ・ 基礎指標の状況（全国・対象州毎）（※）
 - ・ 特徴・課題（全国・対象州毎（対象州については視察結果を含む））
 - ・ 地方分権化にかかる改革「Acte III」による影響の見通し
- (2) これまでの JICA の協力による成果の概況（文献調査中心）
- (3) 新たな協力プログラム・円借款活用の検討に関連する政策の概況等（文献調査中心）
 - 1) 多年度支出計画文書（DPPD）
 - ア. 政策の概況
 - イ. 開発パートナーの協力状況
 - ・ 協力戦略及び予算規模
 - ・ 進捗状況
 - 2) RBF
 - ア. 政策の概況
 - イ. 開発パートナーの協力状況
 - ・ 協力戦略及び予算規模
 - ・ 進捗状況
 - 3) 国家 CMU 戦略
 - ア. 政策の概況
 - イ. 開発パートナーの協力状況
 - ・ 協力戦略及び予算規模
 - ・ 進捗状況
- (4) 調査対象州の状況(現地調査中心)
 - 1) カフリン州
 - ア. 保健財政
 - ・ 年間活動計画(PTA)策定状況
 - ・ 予算の配賦・執行状況、診療報酬体系・水準、収入源、使途等
 - イ. RBF パイロット事業及び国家 CMU 戦略の実施状況
 - (ア) RBF パイロット事業
 - ・ 進捗状況
 - ・ RBF 導入が州保健行政及び州病院・保健センター・保健ポストの運営に対して与える諸影響等
 - 住民による保健医療施設の利用率

- 保健情報の記録状況
- RBF 実施に要するコスト・労力
- 得られた報酬の活用状況
- 医療従事者の勤労態度等
 - ・ 好事例及び課題・教訓
- (イ) 国家 CMU 戦略
 - ・ 進捗状況
 - ・ 好事例及び課題・教訓
- 2) ファティック州、ジュルベル州、ティエス州、カオラック州
 - ア. 各州における保健財政
 - ・ 年間活動計画(PTA)策定状況
 - ・ 予算の配賦・執行、診療報酬体系・水準、収入源、使途
 - ・ 資金ギャップ
 - ・ 分権化交付金 (FDD) の配賦・執行状況及び保健セクター財政における役割
 - イ. 各州における JICA による協力成果の発現状況
 - (ア) 現状
 - ・ PRESSMN2 プロジェクトにて展開中の母子ケアモデルの実施状況
 - ・ PARSS プロジェクトにて開発し他州に展開ないし展開計画中の 5S アプローチ及びリソース管理ツールの活用状況、年間活動計画(PTA)策定・運用ガイドラインに基づく年間活動計画(PTA)の策定・実施・モニタリング状況
 - ・ 5S-KAIZEN に基づくサービスの質的管理の現状
 - (イ) 協力成果の面的拡大・定着に必要な技術的・制度的・財政的な諸条件
 - ウ. 各州における調査対象項目の課題及び支援ニーズ
 - (ア) 多年度支出計画文書(DPPD)導入にかかる課題・支援ニーズ
 - (イ) RBF 導入にかかる課題・支援ニーズ
 - ・ 現行の RBF 指標に含まれる項目の記録状況
 - ・ 実効的なサービスの提供体制の強化（サービス供給側及び需要側）の阻害要因
 - ・ 現行の RBF 指標を補完し日本の技術協力成果の面的定着に寄与すると思われる指標
 - ・ 貧困層へのサービス提供を促進可能なモダリティ（貧困層への条件付き現金給付（CCT）を含む）を RBF メカニズムに組み込む可能性に関する分析
 - (ウ) 医療施設整備にかかる課題・支援ニーズ
 - ・ 施設の状況
 - ・ 標準機材リストと現状のギャップ
 - ・ RBF 指標達成率を向上させるために有用な機材の支援ニーズ
 - ・ 機材の適切な運用の前提となる維持管理体制やインフラ整備状況
 - (エ) 国家 CMU 戦略実行の課題・支援ニーズ
 - ・ 同プログラムの進捗状況
 - ・ 共済組合（Mutuelle）の機能状況（貧困層の特定、民間医療施設と公的医療施設との共済組合（Mutuelle）運用にかかる比較等を含む）

- ・ 同プログラム実施における課題
- (オ) マルチセクターアプローチ及び青年海外協力隊との連携可能性
 - ・ 当該州で実施中の JICA の他セクター協力案件（特に教育、農村開発分野）や青年海外協力隊の活動状況
 - ・ 連携可能性

3. 提言

- (1) UHC を推進のために中央政府及び州政府が講ずるべき政策・制度上の措置（優先順位含む）
- (2) 新たな協力プログラムの方向性・シナリオ案
- (3) 新たな協力プログラムの下での円借款活用のオプション

4. 別紙

- (1) 面談者リスト
- (2) 協議記録

※上記2.(1)における「基礎指標の状況」とは、主に以下のような項目とする。

- ・ 妊産婦死亡率・5歳未満児死亡率（全体及び原因別）
- ・ 産前健診の利用度
- ・ 施設分娩率
- ・ 医師・看護師・助産師等の保健医療従事者の配置状況（人口千人当たりの人数等）
- ・ 総保健支出及び財源別内訳
- ・ 医療保障カバー率
- ・ 保健医療支出により貧困に陥る人の率
- ・ 機関・レベル・形態（民間／公立）毎の病床数
- ・ 一日平均外来患者数・入院患者数
- ・ 病床利用率等

以 上

第3 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、仕様書に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書の構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
頭紙		
表紙		
1 コンサルタント等の経験、能力等		
(1) 類似業務の経験	6	注
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	1～2	1～2
(3) その他参考となる情報	1	1
2 業務の実施方針等		
(1) 業務実施の基本方針 課題に関する現状認識	6	
(2) 業務実施の方法 業務実施の基本方針	9	
(3) 作業計画	}	4
(4) 要員計画		
(5) 業務従事者毎の分担業務内容		2
(6) その他（実施設計・施工監理体制に関する提案等）		2
3 業務従事予定者の経験、能力等		
(1) 評価対象業務従事者の経歴		5／人

注：共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

(1) 業務の工程

「第2 仕様書」を参照。

2014年9月中旬に事前準備を開始し、同年9月下旬より現地調査を行い、2014年12月上旬までにファイナル・レポート（案）を作成することを想定する。

(2) 業務量の目途及び業務従事者

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、応札者は、「第2 仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定し、業務従事者を想定した上で、経費を積算願います。

1) 作業人月（目途）：

（全体）約4.0M/M

（内訳）現地作業：約 3.6M/M

国内作業：約 0.4M/M

- ・なお、セネガルへの渡航回数については、全体で延べ2回（業務従事者1名につき1回）を想定しています。
- ・現地業務期間や渡航回数については、応札者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は失格となりますのでご留意下さい。

2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下のとおり想定していますが、これは機構が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

なお、成果連動型配分（RBF）は本調査の主要調査項目の1つであるため、いずれかの業務従事者がこれに関する業務経験を有することが望ましいと考えます。

また、通訳については、現地で仏語通訳を備上頂くことを想定しています。

① 総括／保健政策（2号）

② 保健財政（3号）

3) 評価対象業務従事者

上記2) に示す業務従事者構成（案）のうち、以下の2分野を評価対象とします。

① 総括／保健政策（2号）

② 保健財政（3号）

（上記2分野の想定人月：約 4.0M/M）

(3) 評価に際しての類似業務／対象国／語学力

技術提案書の評価に際しては、以下の項目を類似案件、対象国又は近隣地域、語学力として評価します。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1) 類似業務 | <u>保健分野（特に保健政策／保健財政）に係る各種調査業務</u> |
| 2) 対象国／地域 | <u>セネガル／全途上国</u> |
| 3) 語学力 | <u>英語</u> |

(4) 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結

成を認める場合があります。

各項目の（ ）に○を付したものが、今回の入札条件です。

~~() 認めません。~~

~~() 認めます。~~

~~() 認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。~~

(○) 2者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

~~() 協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント() は、構成員になれません。~~

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届を技術提案書に添付して下さい。

(5) 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

各項目の（ ）に○を付したものが、今回の入札条件です。

~~() 全ての業務従事者について、認めません。~~

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

ア. 共同企業体で技術提案書を提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで認めます。

イ. 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで認めます。

【業務主任者（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については認めません。

~~() 業務主任者（総括）について認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。~~

【その他の業務従事者について】

~~() 次の団員については認めません。~~

~~()~~

~~() 協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント~~

~~() からの補強は認めません。~~

(6) 外国籍人材の活用

(各項目の（ ）に○を付したものが、入札条件です。)

~~() 外国籍人材の活用を認めます。~~

(○) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

~~() 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。~~

【定義】

＜共同企業体＞

複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

＜専任の技術者＞

- (1) コンサルタント等の経営者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係のない者。
- (3) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係がある者。

注) 主たる賃金を受ける雇用関係とは、平成2年9月21日付労働省通達(職)発509号に基づき、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65才以上で新たに雇用された技術者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を指します。

＜補強＞

- (1) コンサルタント等との間で雇用関係がない技術者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者については、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係がない者。

(7) 業務管理グループ

業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者(副総括)を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。

(各項目の()に○を付したものが、入札条件です。)

(○) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない。

~~() 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めます(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません)。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とします。~~

(8) 配布資料等

- 1) セネガル共和国 経済社会政策文書(DPES 2011-2015)(仏文)
(入札説明書に付してPDFファイルを配布)
- 2) セネガル共和国 国家保健開発計画(PNDS 2009-2018)(和文・仏文)
(入札説明書に付してPDFファイルを配布)
- 3) セネガル共和国 新興戦略(PSE 2014-2018)(仏文)
(入札説明書に付してPDFファイルを配布)
- 4) セネガル共和国 国家皆保険戦略 2013-2017(仏文)

- (入札説明書に付して PDF ファイルを配布)
- 5) JICA 国別分析ペーパー (セネガル共和国)
(入札説明書に付して PDF ファイルを配布)
- 6) JICA 人間開発部調査結果記録 (入札説明書に付して PDF ファイルを配布)
- 7) セネガル国タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト (2011-2014) 業務完了報告書 (和文)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014969.html>
- 8) セネガル国タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト (2009-2011) 終了時評価調査報告書 (和文)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006718.html>
- 9) 母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ2 (実施中)
詳細計画策定調査報告書 (和文)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014458.html>

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

3. 1 コンサルタント等の経験、能力等

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の社としての業務経験、社としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

(1) 類似業務の経験

国内業務、海外業務を問わず、上記2.(3)に示した類似業務の実績を記述し、それらの業務の経験が当該案件の実施にあたり有用であることを説明して下さい。類似業務とは、業務の分野(経済開発、農業等)、技術サービスの種類(フェージビリティ調査、施工監理等)、業務対象、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該案件の実施に際して活用できる業務を指します。

別添様式2-3①では、類似業務としての的確なものを海外、国内を問わず、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ20件以内(原則として過去10年以内のもの)を選び、その実績を海外、国内に分け、年度ごとに記載して下さい。

別添様式2-3②では、別添様式2-3①の業務実績の中から、当該案件に最も類似していると考えられる実績(海外、国内を問わず)を、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ5件以内を選び、類似点を記載して下さい。プロジェクトの目的、内容等、また、共同企業体で実施している場合は担当業務、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)

業務は、「業務従事者」が主体となって実施しますが、当該業務受注コンサルタント等が業務の実施に当たり、社としてどのような取組を行うか、またそのための支援体制をどのように敷くかについて十分に検討されていることも、業務を

円滑に進めるための重要な要件のひとつとなります。このようなバックアップ体制とは、概ね、報告書の内容の審査・校閲のような業務に与える便宜や危機管理への対応等のロジスティクス的なものと、有識者による業務支援体制のような業務内容に関わる技術的な内容になります。

記載する内容は、バックアップについての考え方及びそれを行う社内の組織・体制、該当者名、必要に応じそれらの連絡先等になります。また、社外の有識者等（大学教授、研究者等）によるバックアップを得られるような場合には、その体制、形態及びバックアップの内容等につき具体的に記載して下さい。

なお、ISO9000 シリーズの品質保証システム取得等を保有している場合には本項目で記載し、可能な限り認定証の写しを添付して下さい。

現地におけるバックアップ体制がある場合は、例えば自社の支店／海外事務所、現地連絡員、ローカルコンサルタント、大学や研究機関などについて、支援を受ける具体的な内容と併せて、それらの名称や連絡先等を記載して下さい。

3. 2 業務の実施方針等

仕様書についてコンサルタント等が理解した内容や、業務の基本方針、コンサルタント等が業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。その内容は、コンサルタント等の考え方に基づきどのように業務を実施しようとするのか、若しくは業務の実施方法がより具体的に指定されている場合については実施する際の留意点等を記述することが基本となります。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

(1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で応札者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。記述は下記項目全体で6ページ程度として下さい。

- 1) 開発途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ推進上の課題
- 2) 保健医療機関等のサービス提供者に対する Results-based Financing (RBF) の導入事例における成果と課題

(2) 業務実施の基本方針

「第2 仕様書」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識をけて、コンサルタント等がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討した上で記述して下さい。

なお、「第2 仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

(3) 作業計画

上記「(1) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、業務全体をどのように実施していくか、その流れを示すフローチャートを様式2-4に示し綴じ込んで下さい。フローチャートは時系列に配慮した上で、業務項目間の相関関係等

が明らかになるように作成して下さい。また、計画に無理がないか、自然・気象条件等に配慮しているか、作業に後戻りがないか等を検討の上作成して下さい。仕様書に示された業務工程と提案される作業計画との間に差異がある場合には、考え方について具体的に記述して下さい。

(4) 要員計画

業務を実施するために必要な要員計画を、仕様書に記載された業務従事者の構成(案)を参考に別添様式2-5で作成して下さい。各担当業務に従事予定の要員の配置及び担当事項が、業務実施の方法、業務工程と整合性があり、かつ妥当なものとなっているかどうか検討した上で作成して下さい。

記載方法は、現地業務と国内作業に分けて、業務主任者(総括)から順次担当業務ごとに、各要員の配置期間を実線(当該期間全体を業務人月として計上する場合)又は点線(当該期間中において部分的に業務に従事する場合)で表示して下さい(業務日数の記載は不要です)。~~副業務主任者(副総括)を配置する場合には、業務主任者(総括)と合わせた形で配置計画を表示して下さい。~~

評価対象業務従事者は担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載して下さい。一方、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「***」等と記載する)。

評価対象外業務従事者については予定従事者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)を記述して下さい(評価対象外業務従事者については、遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、補強・外国籍人材等については「第1-6. 共同企業体の結成及び補強等の可否」で定める制限が遵守されるものとします)。

仕様書で示した担当業務と異なる業務を提案する場合(例えば、複数の業務従事者が同一の業務を分割して担当する場合等)や、仕様書に示された業務量の用途と著しく異なる場合には、その考え方を具体的に記述して下さい。

(5) 業務従事者ごとの分担業務内容

各業務従事者が担当する業務内容や業務項目について、要員計画に合わせて担当業務ごとに簡潔に別添様式2-6に記載して下さい。また、業務実施にあたっての実施体制を確認するために、業務従事者の体制図を示して下さい。評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「***」等と記載する)。

(6) その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

3. 3 業務従事予定者の経験・能力等

「3. 2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述します。具体的には、「3. 2 (5) 業務従事者ごとの分担業務内容」とそれに対応する業務に照らし、類似業務の経験、実務経験及び各業務従事者の学位、資格、語学能力等について記述します。

~~(1) 業務管理体制の選択~~

~~業務主任者（総括）と副業務主任者（副総括）を併せて業務管理グループとして提案することを認めている場合は、まずは、業務管理体制を業務管理グループとして提案するのか、業務主任者単独で提案するのかを本文及び別添様式2-5で明記して下さい。~~

- ~~() 業務管理体制を業務管理グループ（業務主任者＋副業務主任者）として提案します。~~
- ~~() 業務管理体制を業務主任者単独で提案します。~~

~~業務管理グループとして提案する場合は、その配置の理由、両者の役割分担等の考え方等について、記載して下さい。~~

(2) 評価対象業務従事者の経歴

以下の要領に従い、当該業務に配置される業務従事者のうち、2.(2)3)で評価対象とされた業務従事者について、別添様式2-7①②③に記載して下さい。

- ア. 「担当業務」は、当該業務において担当する業務分野名を記載して下さい。
- イ. 「取得学位・資格」は、担当業務に関連する取得学位・資格につき、その学位・資格名、取得年月日を記載するとともに、取得資格については、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。技術士のように資格分野が複数ある資格は、その取得分野名も必ず記載して下さい。
- ウ. 「外国語」は、次の「語学能力の基準」に基づき、社の責任により申告するとともに、その語学の認定資格を取得している場合は、その資格名と認定書の写しを添付して下さい。

＜語学能力の基準＞	
(ランク)	
S	正確かつ流暢に高度な会話ができる。また、会議でのディスカッション及び技術レポートの作成をはじめ自己の専門分野はもちろんとして、他の分野についても正確な表現と理解が可能である。
A	通常の会話と自己の専門分野の表現と理解はもちろんとして、技術レポートの作成・解読も可能である。ただし、会議でのヒアリングにはやや難がある。
B	通常の会話と自己の専門分野の表現と理解は、十分とは言えないが可能である。また、技術レポートの作成・解読は、不十分ながら可能である。
C	実用の域ではないが、通常の会話や技術レポートの作成・解読は、辞書を用いて辛うじて可能である。

なお、語学の認定資格については、次の「語学能力・資格の認定等について」に記載した語学の資格名を記載して下さい。

＜語学能力・資格の認定等について＞	
1. 英語・フランス語・スペイン語については、次に掲げるいずれかの能力・資格の認定試験（又はこれらに準ずる資格試験）の結果を別添様式2-7①「評価対象業務従事者経歴書」の「外国語」欄に記載して下さい。（例：英検準1級、TOEIC 735点等）	
＜英語＞	
(1) TOEIC（国際ビジネスコミュニケーション協会）	
(2) TOEFL（国際教育交換協議会）	
(3) 国連英検（日本国際連合協会）	

- (4) 実用英語技能検定（英検）（日本英語検定協会）
 (5) IELTS（日本英語検定協会）
 (6) 通訳案内業（案内士）試験
- <フランス語>
 (1) 実用フランス語技能検定試験（仏検）（フランス語教育振興協会）
 (2) フランス語資格試験（DELF・DALF）
 (3) フランス語能力認定試験（TEF）（パリ商工会議所）
 (4) フランス文部省認定フランス語能力テスト（TCF）
 （国際教育研究国際センター）
 (5) 通訳案内業（案内士）試験
- <スペイン語>
 (1) スペイン語技能検定（西検）（スペイン語技能検定委員会）
 (2) 外国語としてのスペイン語検定試験（DELE）
 （セルバンテス文化センター）
 (3) 通訳案内業（案内士）試験
2. 英語・フランス語・スペイン語以外の外国語については、特に指定はないので、現に保有の認定証等に基づき記載して下さい。

- エ. 「健康診断結果」は、最新の受診結果に基づき申告して下さい（契約に際し、診断書の提示を求めることがあります）。なお、評価対象業務従事者で補強として参加する個人コンサルタントの方は、見積書提出時に、過去1年以内の健康診断書を提出して下さい。
- オ. 「学歴」は、高等学校から順に最終学歴まで、校名、学部・学科・専攻等及び卒業・修了・中退年月を記載して下さい。また、海外の高校及び大学等を卒業している場合は、その所在国名を記載して下さい。（例：〇〇大学（国名））
- カ. 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。なお、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合、健康保険について、被保険者記号一番号、交付日、保険者番号、保険者名称、事業所名称を記載して下さい。
 上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合は、「雇用契約書（写）」等何らかの形で当該業務従事者が現在雇用されている事実が確認できる書類を添付して下さい。同じく、役員の方については、商業（会社）登記簿の謄本等何らかの形で役員である事実が確認できる書類を添付して下さい。
- キ. 「職歴」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
- ク. 「業務等従事経歴」は、①海外における類似業務、②国内における類似業務、③海外でのその他の業務に分類し、それぞれについて最近のものから時系列順に記載して下さい。ただし、契約期間が複数年度にまたがる案件や複数年に及ぶ案件に従事した場合には、1案件として初年度分又は最初の業務にまとめて記載して下さい。「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に記して下さい。また、現地業務参加期間は、月数（小数点第1位まで）で記載します。また、担当業務に最も類似する業務実績を5件まで選び、その業務件名には○印を付して下さい。仕様書を通じて担当業務の内容等を十

- 分理解した上で、類似業務を選定して下さい。
- ケ. 「その他の海外渡航経歴」には、海外駐在、国際会議などの出席、留学及び海外派遣専門家等の経歴を記載して下さい。
- コ. 「研修実績」は、国内又は海外における研修受講実績について、研修先及び研修期間を記載し、研修内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。研修受講の認定書等があればその写しを添付して下さい。
- サ. 業務等従事経歴が別添様式2-7①だけでは記載しきれない場合には、別添様式2-7②に記載して下さい。
- シ. 「特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む）」の記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる職務経験の中から、業務従事者（担当業務）の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、別添様式2-7③に、業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載して下さい。

3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

(1) 共同企業体及び補強に関する添付書類

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません）を作成の上、技術提案書（正及び写）に添付して下さい。

評価対象業務従事者を補強により配置する（業務従事者について他社からの協力を得る）場合は、当該業務従事者の所属する社もしくは団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書（正及び写）に添付して下さい。同意書は写しでも構いません。

(2) 技術提案書の体裁等

ア. 体裁

技術提案書は正及び写ともに、色紙、写真台紙の使用は不可とします。

正のみ、紙製のフラットファイル綴じとします。表紙及び背表紙には、業務名、提出年月（西暦）、コンサルタント等の名称を表記して下さい。また、各章毎の見出しとしては、タックインデックスを使用して下さい。

写は、背表紙無し、2穴ひも綴じとします。表紙の表記及び各章毎の見出しは技術提案書（正）と同様として下さい。

正・写ともに、両面印刷が望ましいと考えます。

イ. 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とします。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

ウ. 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

4. その他の留意事項

- (1) 機構が配布・貸与した資料は、該当業務の技術提案書を作成するためにのみ使用することとし、複写又は他の目的のための転用等はしないで下さい。返却の必要がある場合は、技術提案書提出時に必ず返却して下さい。

- (2) 技術提案書等は本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いませんのでご了承ください。
- (4) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に「第1 4. 窓口」までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。
- (5) なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の経験・能力		15
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	9
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 	6
2. 業務の実施方針等		35
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ推進上の課題について適切に記載されているか。 ● 保健医療機関等のサービス提供者に対するResults-based Financing(RBF)の導入事例における成果と課題について適切に記載されているか。 	18
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 	10
(3) 作業計画・要員計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務方法に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 ● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。 	7
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		50
(1) 業務主任者の経験・能力： 総括/保健政策		30
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	13
ロ 対象国又は同近隣地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 	4

若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	6
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	4
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 	3
(2) 業務従事者の経験・能力： 保健財政		20
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	10
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	5
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 	2

参考

類似業務：保健分野（特に保健政策／保健財政）に係る各種調査業務

対象国／地域：セネガル／全途上国

語学力：英語

第4 経費積算に係る留意点

本業務に係る経費を積算するに際し、留意頂きたい点について記載しています。

入札者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、経費の積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（下記 URL 参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳の作成について

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（別添様式集第1 入札に関する様式 様式1-4 及び様式1-5 参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

（1）経費の費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、経費を構成する費目を次の通りとします（別添様式1-5 参照）。

なお、本業務においては、直接経費のうち（4）機材購入費及び（5）再委託費の支出は想定しておりません。

費用項目	内 訳	内 容	
I. 業務原価	1. 直接経費	（1）航空賃	航空賃（本邦又は第三国から対象国への航空賃。対象国内の航空賃は一般業務費（現地支出分）の交通費に計上）
		（2）現地関連費	その他の旅費、一般業務費（現地支出分：事務管理費、通訳費、車輛借上費、貸与車輛関連費、船舶等借上費、特殊傭人費、消耗品費、現地報告書作成費、運搬費、交通費、カウンターパート旅費、その他）
		（3）国内関連費	一般業務費（国内支出分：国内ワークショップ開催費、その他）、機材損料、機材送料、印刷製本費、その他の報告書作成費
		（4）機材購入費	機材購入費
		（5）再委託費	国内再委託費、現地再委託費
	2. 直接人件費		現地又は国内において当該業務に従事する技術者の人件費

	3. その他原価	間接原価及び積上計上するものを除く直接経費
Ⅱ. 一般管理費等	業務を処理するコンサルタント等における経費等のうち業務原価以外の経費	

(2) 業務日数の人月換算

現地人月及び国内人月における日数から月数の換算は、現地業務期間、国内作業期間の各々について、要員配置の日数を合計し、現地業務期間は30日、国内作業期間は20日でそれぞれ割った数字の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算定して下さい。

(3) 定額で見積もる経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて見積もることとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、実費を証拠書類に基づいて、精算させて頂きます。

1) 現地備人費（現地関連費） 1,000千円（税抜）

本経費については、現地で情報収集するために、ローカルコンサルタント等の備上を行う際に必要な経費とします。

なお、上記金額を超えて現地備人費を支出することを想定する場合、超過経費についても入札金額に含めることは可能ですが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は失格となりますのでご留意下さい。

3. 消費税課税

課税事業者については、積算金額の全額に8%を乗じた消費税を加算した額が最終的な契約金額となりますが、入札書に表示する金額は消費税を除いた金額を記載願います。免税事業者についても、同様に、積算金額をそのまま入札書に記載して下さい。

価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。

第5 業務完了時の数量確認等について

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

費用項目	内 訳	数量等確認の有無	
I. 業務原価	1. 直接経費	(1) 航空賃	渡航回数を確認
		(2) 現地関連費	現地業務人月（人日）を確認
		(3) 国内関連費	1) 成果品作成費：数量確認なし 2) 一般業務費（国内支出分）： 国内業務人月（人日）を確認
		(4) 機材購入費	（当機構では本項目の支出を想定していない）
		(5) 再委託費	（当機構では本項目の支出を想定していない）
	2. 直接人件費	現地及び国内の業務人月（人日）を確認	
	3. その他原価	業務総人月（通訳団員以外）を確認	
II. 一般管理費等	業務総人月（通訳団員以外）を確認		

2. 請求金額確定の方法

(1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書（別紙参照）を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

航空賃	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確認。 個別の渡航に係る航空賃の詳細を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単位を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を確認。 「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地の業務人月を確認し、契約書に記載された現地関連費単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月を上限とします。
直接人件費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、業務人月を確認。 「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地及び国内の業務人月を確認し、契約書に記載された人件費単価を乗じた金額を

第5 業務完了時の数量確認等について

	確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月を上限とします。
その他原価	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、業務総人月を確認。 直接人件費と同様に、現地及び国内の業務人月を確認した上で「対象経費」を確認し、契約書に記載された比率を乗じた金額を確定金額とします。
一般管理費等	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、業務総人月を確認。 「その他原価」に同じ。

なお、業務人月が契約時点で想定されている数量に達していない場合は、契約金額内訳として設定している単価を用い、実際の数量を乗ずることにより、精算金額とすることとします。

2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以 上

2000年00月00日¹

独立行政法人国際協力機構
契約担当役理事 殿

【会社名】
【代表者役職名】
【代表者名】

印

経費確定(精算)報告書の提出について

下記契約の業務が完了しましたので、業務実施契約書第3条(1)及び業務実施契約約款第14条に基づき別添の通り経費確定(精算)報告書を提出いたします。検査の上、確定金額を決定願います。

なお、別添報告書における報告内容は事実と相違なく、契約の目的に基づき適正に支出されたものであることを併せて報告いたします。

記

対象契約² : 業務名称 _____
 : 対象国名 _____
 : 締結日 _____

添付書類 : 経費確定(精算)報告書

¹業務完了後、且つ履行期限内の日付として下さい。但し、発注者の了解があれば、履行期限後30日までを上限に、精算報告書の提出を遅らせることができます。

² 契約書記載の「業務名称」、「対象国名」、「締結日」を確認の上、記載願います。

経費確定（精算）報告書

業務名称： _____

対象国名： _____

20〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名 _____

精算責任者 ¹ 部署・氏名	
精算担当者 部署・氏名	
連絡先 (電話番号・FAX 番号) (e-mail アドレス)	

¹ 共同企業体を結成している場合は、共同企業体の代表者の精算責任者と精算担当者を明記し、精算全般に責任を持つこととしてください。

経費確定(精算)報告内訳書

(単位: 円)

費目 ^{注1}	契約金額 ^{注2}	契約金額(流用後) ^{注3}	精算額 ^{注4}	前払額	部分払額 ^{注5}	概算払額 ^{注6}	請求額 ^{注7}
I. 業務原価	0		0	0	0	0	0
1. 直接経費	0		0	0	0	0	0
(1) 旅費(航空賃)	0		0	0	0	0	0
(2) 現地関連費	0		0	0	0	0	0
1) 旅費(日当・宿泊料等)	0		0	0	0	0	0
2) 一般業務費(現地支出分)	0		0	0	0	0	0
(3) 国内関連費	0		0	0	0	0	0
1) 成果品作成費	0		0	0	0	0	0
2) 一般業務費(国内支出分)	0		0	0	0	0	0
(4) 機材購入費	0		0	0	0	0	0
(5) 再委託費	0		0	0	0	0	0
2. 直接人件費	0		0	0	0	0	0
3. その他原価	0		0	0	0	0	0
II. 一般管理費等	0		0	0	0	0	0
III. 小計 (I + II)	0		0	0	0	0	0
IV. 消費税等の額 ^{注8}	0		0	0	0	0	0 ^{注9}
合計	0		0	0	0	0	0

注1) 費目については、契約締結時期により、別の費目構成となっている場合があります。直接経費については「業務実施契約における精算報告書の作成方法について」P.14の「旧積算基準費目に係る構成の再整理」に基づき、本様式の費目に読み替えて記載してください。また、「3. その他原価」は「3. 諸経費」、「II. 一般管理費等」は「II. 技術経費」に変更して記載願います。

注2) 契約変更している場合は、最終契約変更後の契約金額内訳を記載願います。

注3) 費目間流用を行った後の契約金額内訳を記載願います。また、費目間流用に係る打合簿(写)を添付してください。

注4) 直接経費に係る精算額は、直接経費費目間流用計算表(様式5)で計算された額を記載願います。直接人件費、その他原価及び一般管理費等については、精算報告明細書の精算額を記載願います。また、部分払に伴う精算を受けている場合は、①部分払(複数回の部分払がある場合は、部分払毎)の際の精算額、②部分払以降の精算額、及び③合計額を分けて記載願います。

注5) 複数の部分払がある場合はその合計額を記載願います。

注6) 概算払額については、中間概算払と(成果品合格後の)概算払の合計額を記載願います。

注7) 請求額には、精算額から前払額、部分払額及び概算払額を控除した数字を記載願います。

注8) 消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)は、支払請求時期(正確には成果品の引渡し時期)等に応じて異なる消費税率を適用する必要がありますので、留意願います。

注9) 請求額における消費税等の額は、精算額の小計から直近の部分払に係る「契約金相当額(税抜)」を控除した額に適用すべき消費税率を乗じて算出します。部分払を利用していない場合は、請求額の請求額に適用すべき消費税率を乗じて算出してください。

経費確定(精算)報告内訳詳細

I 業務原価					
1 直接経費					
内 訳	単 価(円)	数量(契約時)	数量(完了時)	契約金額(円)	精算金額(円)
(1) 旅費(航空賃)*					
(2) 現地関連費					
1) 旅費(日当・宿泊料等)*					
2) 一般業務費(現地支出分)* (千円未満切捨)					
(3) 国内関連費					
1) 成果品作成費**					
2) 一般業務費(国内支出分)					
(4) 機材購入費					
(5) 再委託費					
小 計				0	0
2 直接人件費*					
内 訳	単 価(円)	数量(契約時)	数量(完了時)	契約金額(円)	精算金額(円)
現地作業及び国内作業 (千円未満切捨)					
3 その他原価*					
算出方法				契約金額(円)	精算金額(円)
小 計 (1~3)					
II 一般管理費等*					
算出方法				契約金額(円)	精算金額(円)
III 小 計(I + II)					
消費税及び地方消費税の合計金額(小計の8%)					
IV 合 計					

* 「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。

** 契約書に記載の成果品が提出され検査に合格すれば、本項に記載の額を精算確定額とする。

※契約時と完了時の数量が異なる費目がある場合、その背景・理由等：

※ 証憑書類に基づく精算を要する費目を有する案件は、本紙の内容が一部異なります。

第6 契約書（案）

業務実施契約書

- 1 業務名称 UHC 支援のための円借款活用に係る情報収集・確認調査
 2 対象国名 セネガル国
 3 履行期間 2000年00月00日から
 2000年00月00日まで
 4 契約金額 円
 （内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政人国際協力機構 契約担当役 理事 理事名を記載（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（ただし、本契約書本体第3条により変更される部分を除く。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 業務実施契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 人間開発部 保健第一グループ 保健第二チーム 課長
- （2）分任監督職員： なし

（業務実施契約約款の変更）

第3条 本契約においては、業務実施契約約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
 - ア) 第1項において、「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。
 - イ) 第1項において、「ただし、精算報告書については、発注者の了解を得た上で、履行期限後30日まで提出期限を延期することができる。」を削除する。
 - ウ) 第2項において、「精算報告書」を「経費報告書」に変更する。
 - エ) 第2項において、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。

ウ) 第3項から第5項を削除し、第3項として、「発注者は、第2項の経費報告書及び必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。

(3) 第15条 支払

第1項において、「前条第4項の規定による確定金額」を「前条第3項の規定による確定金額」に変更する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(6)業務実施契約における精算報告書の作成方法について(2014年1月)」を削除する。

(2) 第26条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事

受注者

業務実施契約約款

※ 内容につきましては、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

[附属書Ⅰ]

共通仕様書

※ 内容につきましては、こちらのサイトにある「附属書Ⅰ（共通仕様書）」をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

[附属書Ⅱ]

特記仕様書

※ 内容につきましては、「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書」をご参照下さい。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

<u>契約金額</u>		円
I	業務原価	円
1	直接経費	円
	(1) 旅費（航空賃/ビジネスクラス）	円
	(2) 旅費（航空賃/エコノミークラス）	円
	(3) 現地関連費	
	1) 旅費（日当、宿泊料等）	円
	2) 一般業務費（現地支出分）	円
	3) 現地傭人費（定額計上分）	1,000,000 円
	(4) 国内関連費	
	1) 成果品作成費	円
	2) 一般業務費（国内支出分）	円
	(5) 機材購入費	円
	(6) 再委託費	円
2	直接人件費	円
3	その他原価	円
II	一般管理費等	円
III	小計	円
	消費税及び地方消費税の合計額 （法令により定められた税率により算出）	円
IV	合計	円

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書(構成)

I 業務原価				
1 直接経費				
	内 訳	単 価(円)	数 量	金 額(円)
	(1) 旅費(航空賃/ビジネスクラス)		往復	
	(2) 旅費(航空賃/エコノミークラス)		往復	
	(3) 現地関連費			
	1) 旅費(日当、宿泊料等)		人月	
	2) 一般業務費(現地支出分)		人月	
	3) 現地傭人費(定額計上分)	1,000,000	一式	1,000,000
	(4) 国内関連費			
	1) 成果品作成費		一式	
	2) 一般業務費(国内支出分)		人月	
	(5) 機材購入費		一式	
	(6) 再委託費		一式	
	小 計			
2 直接人件費				
	内 訳	単 価(円)	数 量	金 額(円)
	現地作業及び国内作業		人月	
	小 計			
3 その他原価				
	算 出 方 法			金 額(円)
	小 計(1~3)			
II 一般管理費等				
	算 出 方 法			金 額(円)
III 小 計 (I + II)				
消費税及び地方消費税の合計額(法令により定められた税率により算出)				
IV 合 計				

別添様式集

第1 入札に関する様式

1. 各種書類受領書（別添様式 1 - 1）
2. 入札書（別添様式 1 - 2）
3. 委任状（別添様式 1 - 3）
4. 入札金額内訳書（別添様式 1 - 4）
5. 入札金額内訳（別添様式 1 - 5）

第2 技術提案書作成要領に関する様式

1. 技術提案書頭紙（別添様式 2 - 1）
2. 技術提案書表紙（別添様式 2 - 2）
3. 様式 - 1（類似業務の経験）（別添様式 2 - 3）
4. 様式 - 2（作業計画）（別添様式 2 - 4）
5. 様式 - 3（要員計画）（別添様式 2 - 5）
6. 様式 - 4（業務従事者毎の分担業務内容）（別添様式 2 - 6）
7. 様式 - 5（評価対象業務従事予定者経歴書）（別添様式 2 - 7）

(別添様式 1 - 1)

各種書類受領書

貴社名				
ご持参者名	TEL			
	メールアドレス (郵送時のみ)			
案件名				
提出書類	必要記入事項			
□プロポーザル (技術提案書) 及び 見積書(入札書)	□業務実施契約		□業務実施契約(単独型) (郵送時のみ)	
	公示日	部数	プロポーザル (技術提案書)	正1部、写部
	公示番号		見積書(入札書)	正1部、写0部
□最終見積書(契約書(案)及び関連データ表を添付してください。)				
□契約書(2部)				
請求書	請求書種類	請求書必須添付物		
	□前払請求書	□保証機関発行の前払保証書(正1部、写1部) □金融機関発行の保証書(正1部、写1部) □登記事項証明書(代表者事項証明書)(正1部) □保証書発行機関の印鑑証明書(正1部)		
	□部分払請求書	□検査調書オリジナル		
	□概算払請求書 ^{注)}	□検査調書オリジナル(精算前の概算払では検査調書(写)) ^{注)}		
	□精算払請求書	□検査調書オリジナル □業務完了届(監督職員押印済)オリジナル (3人月以下の業務実施契約(単独型)のみ)		
□精算報告書	提出ファイル数:	冊		
□その他	提出書類:			

※太枠内をご記入ください。

上記書類を受領いたしました。
独立行政法人国際協力機構 調達部

JICA 受領印
(年 月 日)

注)中小企業海外展開支援事業-普及・実証事業(平成24年度第1回及び平成25年度第1回)における概算払請求の際には保証機関発行の保証書又は金融機関発行の保証書・登記記載事項証明書・金融機関の印鑑証明書もしくは個人保証・印鑑証明書も添付してください。検査調書は必要ありません。

※契約関連書類のうち、調達部にご提出頂くものは、選定に関するもの(プロポーザル、見積書)、契約に関するもの(契約書、最終見積書)、支払に関するもの(請求書、精算報告書)であり、これらの提出に当たっては受領書を付けてください。その他、受注者側の都合で受領書が必要なものについては本様式の「その他」欄に提出書類名を記載し、本様式を使用してください。

※それ以外の書類(打合簿、月報、業務に関する各種報告書等)については監督職員にご提出ください。

※調達部に書類をご提出頂く場合の受領書の取り扱いは以下の通りです。

①持参される場合: 本紙にご記入の上、2部ご持参ください。受領印を押印して1部をお渡します。

②郵送の場合: 本紙にご記入の上、1部同封ください。受領印を押印したものの写(PDF)をメールで返送します。

※受領書は必要性が無くなるまで保管願います。(例: 請求書の場合は、請求金額が振り込まれる迄)

(別添様式 1 - 2)

入 札 書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所

商号／名称

⑩

代表者役職・氏名

⑩

セネガル国 UHC 支援のための円借款活用に係る情報収集・確認調査
(一般競争入札 (総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税は加算しないこと。
- * 金額は千円単位として下さい。
- * 上記金額は、定額計上分の現地備人費 (現地関連費) 1, 000千円を含むものとします。

以 上

(別添様式 1 - 2)

入 札 書

(再入札用：代理人を立てる場合)

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
 契約担当役 理事 殿

住所
 商号／名称
 代理人氏名

印

セネガル国 UHC 支援のための円借款活用に係る情報収集・確認調査
 (一般競争入札 (総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
 うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金							0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税は加算しないこと。
- * 金額は千円単位として下さい。
- * 上記金額は、定額計上分の現地傭人費 (現地関連費) 1, 000千円を含むものとします。

以 上

(別添様式 1 - 3)

委任状

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称 ⑩
代表者役職・氏名 ⑩

私は、弊社社員 ⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任
します。

委任事項

1. 「〇〇〇国（案件名）」について、20〇〇年〇〇月〇〇日に行なわれる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以 上

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。

(別添様式 1 - 4)

入札金額内訳書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

印

件名：**セネガル国 UHC 支援のための円借款活用に係る情報収集・確認調査**
(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている事項を了承のうえ、下記のとおり見積ります。

<u>総額</u>		<u>円</u>
I	業務原価	円
1	直接経費	円
	(1) 航空賃	円
	(2) 現地関連費	円
	1) 旅費(日当、宿泊料等)	円
	2) 一般業務費(現地支出分)	円
	3) 現地傭人費(定額計上分)	1,000,000 円
	(3) 現地関連費	円
	1) 成果品作成費	円
	2) 一般業務費(国内支出分)	円
	(4) 機材購入費	円
	(5) 再委託費	円
2	直接人件費	円
3	その他原価	円
II	一般管理費等	円
III	小計	円
	消費税及び地方消費税の合計金額	円
IV	合計	円

(別添様式 1 - 5)

I 業務原価 円1. 直接費 円(1) 旅費 (航空賃) 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 5)

(2) 現地関連費 円1) 旅費 (日当、宿泊料等) 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				内国旅費 (円)	金額 (円)	
		日当 (円)		宿泊費 (円)				
		x	=		x	=		
合 計								

(別添様式 1 - 5)

(3) 国内関連費

 円

1) 成果品作成費

 円

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合計					

2) 一般業務費(国内支出分)

 円

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合計					

(別添様式 1 - 5)

(4) 機材購入費 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 再委託費 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 1 - 5)

2. 直接人件費 円

(1) 現地作業

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	現地作業	
			作業人月	金額 (円)
小 計				

(2) 国内作業

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	国内作業	
			作業人月	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 5)

3. その他原価 円

直接人件費 (通訳団員除く)

円 × % = 円

II 一般管理費等 円

(直接人件費 (通訳団員除く) + その他原価)

円 × % = 円

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

《整理番号》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》に係る技術提案書等の提出について

標記業務に係る技術提案書等を下記のとおり提出いたします。

記

技術提案書	正	1	部
	写		部
入札書		1	通

以 上

(別添様式 2 - 2)

独立行政法人国際協力機構

〇〇〇国 《案件名》

技術提案書

年 月

整理番号

コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :

(別添様式 2 - 3 ②)

様式 - 1 (その 2)

類似業務の経験

業 務 名 _____

国 名 _____

発 注 者 名 _____

発注の種類 (元請、共同、下請別) _____

契 約 金 額 _____

契 約 期 間 _____

業務内容

様式-5 (その1)

評価対象業務従事予定者経歴書

案件名	国						写 真 (5cm×4cm)
担当業務	取得学位・資格 (登録番号・取得年月) ※ 技術士等は部門も明記して下さい。						
氏名							
(ローマ字)							
生年月日 (西暦)							
本籍	都道府県						
外国語	取得資格	自己申告			著書・研究論文等		健康診断結果
	資格名	外国語名	読む	書く	話す	聞く	研究 成果
	年 月取得						
							年 月 日受診
学歴			校名		学部・学科・専攻等		
	高等学校						(西暦) 年 月卒業・中退
	短大等						(西暦) 年 月卒業・中退
	大学						(西暦) 年 月卒業・中退
	大学院						(西暦) 年 月卒業・中退
現職(注1)	採用年月		所属先		部・課・職位		職務内容
	雇用 保険	確認(受理)通知年月日【 】				被保険者番号【 】	
			事業所番号【 】		事業所名略称【 】		
健康 保険	被保険者記号-番号【 一 】				交付日【 年 月 日】		
		保険者番号【 】		保険者名称【 】			
		事業所名称【 】					
職歴	期間(年月～年月)		所属先		部・課・職位		職務内容
業務等 従事経験 (注2)	件名		対象 国	技術サー ビスの種 類	発注者	担当業務	従事期間 (年月からカ月)
							現地作業参加期間 (年月からカ月)
その他の 海外渡航歴	渡航先	期間(年月から何カ月)		目的(留学先等)		内 容	
研修実績 (注2)	研修先	期間(年月から何カ月)		研修内容			

注1) 現職の欄では、雇用保険あるいは健康保険のいずれかについて明記する。

注2) 総括・副総括については、マネジメント経験(研修実績含む)についても記載する。

(別添様式 2-7②)

様式-5 (その2)

	件 名	対象国	技術サービスの種類	発注者	担当業務	従事期間 (年月から カ月)	現地業務 参加期間 (年月から カ月)
業務等 従事 履歴							

注1) 国際機関からの受注案件については、その件名に◎印をつけること。

注2) 技術サービスの種類としては、以下を参考に記述願います(必ずしも以下に限定する必要はありません)。

基礎調査/マスタープラン調査/フィージビリティ調査/基本設計/詳細設計/施工監理/技術協力プロジェクト/その他

様式-5 (その3)

特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

業務従事予定者 (担当業務)	()
----------------	-----

プロジェクト名

国名

発注者名

契約期間

業務従事期間

業 務 内 容

(1) プロジェクトの背景と全体業務概要

(2) 担当事項

(3) 本件業務との類似性・関連性

(注) 業務従事予定者 1 名につき 3 件までとしてください。評価対象分野を複数兼務する場合は、評価対象分野ごとに 3 件までとしてください。